

(信託に関する法人税基本通達等の一部改正、「移転価格事務運営要領」の一部改正、「連結法人に係る移転価格事務運営要領」の一部改正 他)

税務法令通達月報

別冊 付録

判例・裁決事例に学ぶ 贈与税の理論と実際(第1回) / 林 仲宣ほか

新連載

公認会計士の信頼回復に向けて / 増田宏一
E Uにおける温室効果ガス排出権取引と税法 / 木村弘之亮
税法における「住所」概念 / 三木義一
ネットワーク社会と税務会計③
企業環境の変化と所得概念の変容 / 浦崎直浩

巻頭言・巻頭論文

- 3 事前確認 / 大曲伸弘
- 4 その他 / 須崎洋介
- 3 残余利益分割法 / 徳永匡子
- 2 利益分割法 / 須崎洋介
- 1 無形資産 / 伊藤雄二
- 2 独立企業間価格の算定方法の適用等
- 1 独立企業間価格の算定方法の選択 / 西山由美子



特集 事例検討 移転価格税制のポイント

税経通信



昭和21年9月11日第三種郵便物認可
平成19年10月1日発行(毎月1回1日発行) Vol.62/No.13/885

移転価格税制の実務ポイント

EUにおける温室効果ガス 排出権取引と税法

—Richelle 論文の紹介をかねて—

日本大学大学院総合科学研究科教授・法学博士

木村 弘之亮

ては、すでに、詳論したことがある。その有用性は今日日本でも積極的に認められる(1)。

本稿の目的は、排出取引権 (Tradable Allowances, Emission Trading Rights (ETRS)) のメカニズムについて、その税法上の帰結のいくつかにハイライトをあてることである。

その排出権取引メカニズムは、京都議定書で定立され、かつ、欧州連合内で実施されるメカニズムの一つである。IIは、欧州連合における企業が保有する排出権について、その法人税法上の帰結に焦点を合わせる。本稿は付加価値税の側面について言及しない(2)。IVは、要約と提言でもって閉めることとする。

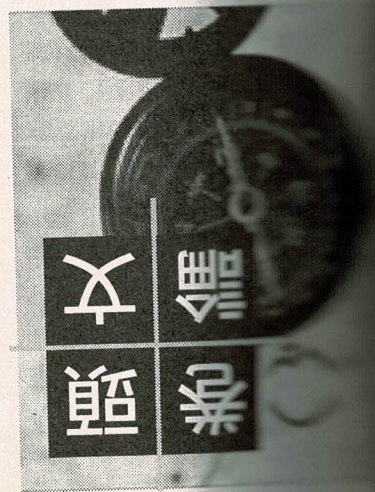
なお、EUにおける排出権取引とその税法に関する著作は、管見の限りでは、1次資料のほか、謝辞に掲げた2論文を除いて見いだせない。本稿は、その一つを紹介しつつ、EUにおける排出取引権メカニズムと税法理論を解説することとする(3)。

II 欧州連合における排出権取引システム

1 序 説

(1) はじめに

EU排出権取引システムは二重の文脈において試みることができる(4)。一は、京都議定書



活動の
社内

きょうよう
ツを準
この特
リナイ取
を永続さ
チイを管
一般に
部門に
すとい

リナイ

イ活

営業

リナイ

谷口

ABE, ISM

三

ZEIKETSUSHIN '07.10

から帰結する責務と調和した行動 (integration of the obligation), 二は、気候変動を含め、環境についての欧州連合の拡大アクションにおいて、欧州連合内におけるエネルギー供給の保証を確実にする必要性及び企業競争力を強める必要性を考慮に入れることである。この文脈において、EU理事会は最近、「欧州のエネルギー政策」^⑤という欧州連合委員会の Communication に基づいて、2007年から2009年までの期間について野心的な行動計画 (an ambitious Action Plan) を採択した^⑥。

気候変動のコストは、今日までまったく無視されていた。市場ベースメカニズムは、課税によるより、むしろ、よりよこの目的を達成するだろう、と考えられている。国際連合レベルでも欧州連合レベルにおいても、気候変動コストは、市場価格に統合されるために、同定されなければならない。市場ベースの道具は、間接税^⑦、対象を特定した補助金 (targeted subsidies) 及び取引しうる排出権を含んでいる。このような市場ベースの道具は、政策目的を達成するために柔軟でかつ費用対効果のある手段となりうる^⑧と考えられる^⑧。

EU排出権取引スキームは、二酸化炭素を排出している、欧州連合内の最重要な企業をその人的対象としている^⑨。このようにEUにおける排出権取引システムの人的対象は、自主参加企業ではなく、二酸化炭素を排出す

プロフィール



木村 弘之亮 (きむら こうのすけ)

1946年生まれ。1969年慶應義塾大学法学部卒、1974年慶應義塾大学法学部研究科博士課程修了、1986年法学博士、1987年慶應義塾大学法学部教授、2003年日本大学大学院教授、弁護士、現在に至る。専攻：租税法、国際租税法、行政法
【主要著書】 租税証明法の研究 (成文堂, 1987)、租税過料法 (弘文堂, 1991)、多国籍企業税法 (慶應義塾大学, 1993)、行政法演習 I・II (成文堂, 1995、97)、法律学における体系思考と体系概念 (慶應義塾大学, 1996)、

る業種を排出量に応じて類別して、指令によって指定されており、段階的に拡大される見込みである。

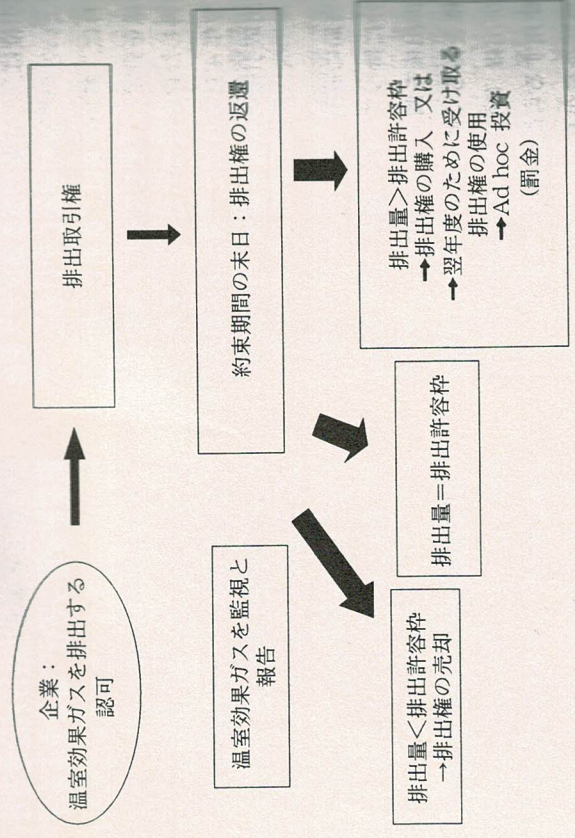
(2) プロジェクト・ベースのメカニズム：クリーン開発メカニズム (CDM) 及び共同実施 (J I)

京都議定書のもとでは、開発途上国は、自国の温室効果ガスの排出を抑制する責務を負っていない^⑩。限られた数の国だけにおける排出の抑制は、地球規模で見ると、ナンセンスであろう。この考慮に基づいて、議定書は、温室効果ガスの排出量を削減するため、開発途上国におけるプロジェクトに援助を行いかつ実施するために、開発途上国を奨励するメカニズムを定めている。このようにして、開発途上国は新しい技術援助を受け、そして、先進国は、自国の排出量の数量制限の一部を満たすために、先進国が使うことのできるクレジットを受け取ることができる。

京都議定書第12条の規定によれば、附属書 I に掲げる締約国は、附属書 I に掲げる締約国以外の締約国において排出を削減するクリーン開発メカニズム (CDM) によるプロジェクトを実施し、その成果により、認証された排出削減量 (排出削減量クレジット、Certified Emission Reductions, CERs; CDMクレジットとも略称される)^⑪を受け取ることができる。

共同実施 (J I) は、一定の条件のもとで、附属書 I に掲げる一方締約国が附属書 I に掲

図1 約束期間における排出取引メカニズム



げる相手締約国の領域において排出量を削減するプロジェクトを指している (京都議定書第6条参照)。このようなプロジェクトは排出削減量ユニット (Emission Reduction Units, ERUs; J Iクレジットとも略称される)^⑫を生みだす。この排出削減量ユニット (J Iクレジット) を、京都削減目標に適合する国で使用できる。

欧州連合指令2004/101/CEは、欧州連合諸国に関して、このメカニズムの実施を組織している^⑬。要点のみ述べると、2008年から、クリーン開発メカニズム (CDM) 又は共同実施 (J I) に関与する加盟国の事業実施者は、彼らが受け取った排出削減量クレジット (CERs; CDMクレジット) 又は排出削減量ユニット (ERUs; J Iクレジット) を、自らの排出量を削減する責務を満たすために、使用することができる。当該指令が、欧州連合の排出権について排出削減量クレジット (J Iクレジット) と排出削減量ユニット (CDMクレジット) とのストック・メカ

クレジット) は、すでに2005年からこの第1約束期間のあいだに使うこ

2 指令による排出取引権スキームいわゆる「参加」企業 (participating enterprises) は、その企業が保有 (each installation) ごとに、そのすべてもしくは一部から温室効果ガスでもよい許可 (排出権 emission allowance) を権限ある当局から得なければなら

これらに参加企業は、当局から、排出取引権 (emission trading right)

3 欧州連合の排出権取引
指令2003/87によれば、個人
個人であれ法人であれ、何人
排出権を売買することができ
排出権を保有している。個人
今日、各加盟国内に保有され
又は各加盟国のために保有さ
関を經由して組織されている
事業実施者に関して、排出
大気を汚染する二酸化炭素の
る責務を果たす法令順守の
はまた、指定事業実施者に
者にとつても、金融投資と
なぜなら、金融市場は、排
金融商品をいろいろ提案す
る⁹⁴。先渡し、オプション
どのデリバティブ及びフィ
る。このような金融商品の
研究することは、本稿の目
の目的は、排出権取引シ
点を合わせ、指令に列挙
者についてその会計処理方
に焦点を合わせることとし
ンク」⁹⁵していない付加
た、考察の対象から除く
指定事業実施者（それ
税に服する大会社である）
排出量を条件とする買戻
該企業に許容された水準
ガス排出量の超過分を力
権を購入するための新買
選択が行われる。両解が
の価格とその税法上の
とを前提としている。⁹⁶
場に応じた変動する。
は、排出権1単位当たり
が、2006年1月には翌
現物市場 (cash market)
月に0.90ユーロに下落し
出権に基づく損失につ

されるべきである⁹⁴。2012年後の約束期間に
ついては、排出権クレジットを無料で賦与す
るか有料で賦与するかについて、指令は情報
を提供していない。

権限ある当局は、次に掲げる要件のいずれ
かを満たす、排出権を抹消すべきである。

① 前年度中に排出された温室効果ガスを
カバーするために返還された排出権

② もはや有効でなくなった排出権で、
2008年から2012年までの第2約束期間後
に返還されていないもの⁹⁷

しかしながら、この最後の状況においては、
権限ある当局は、あたらしい排出権を賦与し、
そして、あたらしい約束期間についてその者
に賦与される排出権に加えて、ある者によつ
て保有されていた排出権で抹消されてしま
たものに取り替える権限を授権されている。
この規定は、未使用排出権の抹消を回避す
ため、ある約束期間の末日に温室効果ガス
の排出量を追加するといった愚を避けること
を目的としている⁹⁸。

指令は加盟国に次の授権している。すなわ
ち、加盟国は、施設の事業実施者 (operators
of installations) に対し排出権の管理運営に
関してプールを行うために、附属書1に列挙
された諸活動の一つを遂行することを許可す
ることができる。当該事業実施者は1名の受
託者を指名し、その受託者は当該施設につい
ての排出権の総量を受け取る。そして、受託
者は、当該施設からの総排出量をカバーす
る排出権を返還する責務を負うであろう⁹⁹。こ
のケースでは、受託者は、期限の来た罰金の
支払責務を負うであろう¹⁰⁰。

排出権は、附属書1に列挙された事業実施
者間で譲渡しうるのみならず、欧州共同体内
のいかなる者との間においても、さらに、一
定の条件のもとでは、欧州共同体外の者との
間でも、譲渡しうる¹⁰¹。

から2012年までの約束期間については100ユー
ロの罰金を支払わなければならない¹⁰²。当該
排出権を返還すべき責務をまぬかれぬ¹⁰³。
当該返還された排出権は、当局によつて抹
消 (cancel) されなければならない¹⁰⁴。

排出権は特定の1約束期間のあいだ有効で
ある。1年間の排出量をカバーするために使用さ
その年度の排出量をカバーするたため使用さ
れない未使用排出権は、当該同じ約束期間内
なら翌年以降においても依然として有効であ
る。

ある約束期間から翌約束期間へと余剰の排
出権クレジット (exceeding certificates)
を繰り越すことはできない¹⁰⁵。
第1約束期間は2005年1月1日に始まる3
年 (2005年から2007年末まで) を対象として
いる。第2約束期間は5年間であり、2008年
1月1日に始まる¹⁰⁶。

各加盟国は、一定量の排出権を関係事業実
施者に配賦する。第1約束期間については、
排出権認定書 (the certificates) の95%は、
無料で賦与されなければならない¹⁰⁷。第2約
束期間 (2008年から2012年まで) については、
排出権クレジットの90%以上は、無料で賦与

を受け取る¹⁰⁸。
排出取引権は、一定量の温室効果ガスを排
出してよよいという認可を指している¹⁰⁹。
年度末日に、参加企業は、排出した温室効
果ガスの量を査定し、そしてそれを権限ある
当局に報告しなければならない¹¹⁰。また、各
企業は、翌年4月30日前に、実効排出量に対
応する排出取引権の数値を報告しなければならない¹¹¹。

企業が当局に返還 (surrender) する排
出権を十分に持っていない場合、その企業は、
①市場で排出権を購入する、②翌年度に受け
取る排出権を暫らく使用する、又は、③前年
度の余剰排出権 (同企業がまだ保有している
もの) を使用する可能性を持っている。
他方、当該企業が有り余るほど多くの排出
権を有していると考える場合、同社は市場に
おいてその過大排出権の全部又は一部を売却
できる。

企業が、前年度中の排出量をカバーするに
十分な排出権を各年度4月30日までに返還し
ない場合には、同社は、2005年から2007年末
までの約束期間について、喪失排出権単位当
たり (per missing ETR) 40ユーロの罰金を
支払わなければならない。そして、2009年か

ら2012年までの約束期間については100ユー
ロの罰金を支払わなければならない¹¹²。当該
排出権を返還すべき責務をまぬかれぬ¹¹³。
当該返還された排出権は、当局によつて抹
消 (cancel) されなければならない¹¹⁴。

排出権は特定の1約束期間のあいだ有効で
ある。1年間の排出量をカバーするために使用さ
その年度の排出量をカバーするたため使用さ
れない未使用排出権は、当該同じ約束期間内
なら翌年以降においても依然として有効であ
る。

ある約束期間から翌約束期間へと余剰の排
出権クレジット (exceeding certificates)
を繰り越すことはできない¹¹⁵。
第1約束期間は2005年1月1日に始まる3
年 (2005年から2007年末まで) を対象として
いる。第2約束期間は5年間であり、2008年
1月1日に始まる¹¹⁶。

各加盟国は、一定量の排出権を関係事業実
施者に配賦する。第1約束期間については、
排出権認定書 (the certificates) の95%は、
無料で賦与されなければならない¹¹⁷。第2約
束期間 (2008年から2012年まで) については、
排出権クレジットの90%以上は、無料で賦与

を受け取る¹¹⁸。
排出取引権は、一定量の温室効果ガスを排
出してよよいという認可を指している¹¹⁹。
年度末日に、参加企業は、排出した温室効
果ガスの量を査定し、そしてそれを権限ある
当局に報告しなければならない¹²⁰。また、各
企業は、翌年4月30日前に、実効排出量に対
応する排出取引権の数値を報告しなければならない¹²¹。

企業が当局に返還 (surrender) する排
出権を十分に持っていない場合、その企業は、
①市場で排出権を購入する、②翌年度に受け
取る排出権を暫らく使用する、又は、③前年
度の余剰排出権 (同企業がまだ保有している
もの) を使用する可能性を持っている。
他方、当該企業が有り余るほど多くの排出
権を有していると考える場合、同社は市場に
おいてその過大排出権の全部又は一部を売却
できる。

図2 各年度前後における排出権の処理

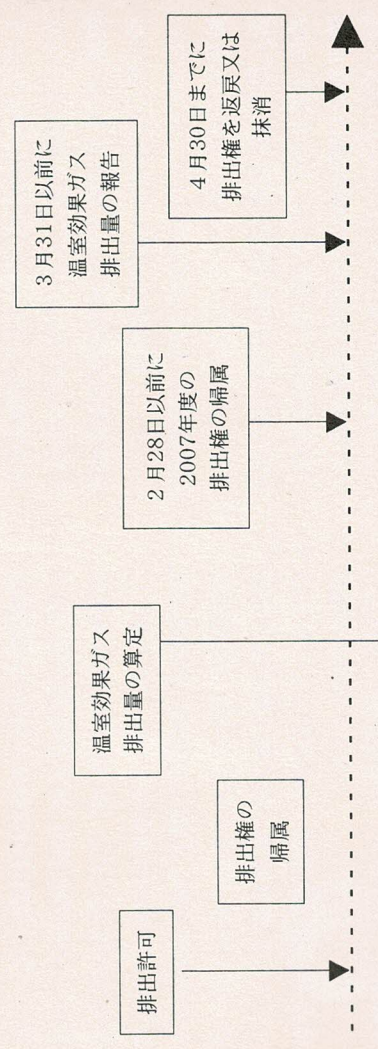


表1 温室効果ガス排出量と受け取った排出権とのあいだのメカニズム

方式	温室効果ガス排出量 > 受け取った排出権 (>10%)		受け取った排出権 = 温室効果ガス排出量		温室効果ガス排出量 < 受け取った排出権 (<10%)	
	排出期間	「査定」期間	排出期間	「査定」期間	排出期間	「査定」期間
純額方式	-100	0	0	0	0	0
総額方式	指定会社から受け取る排出権	排出権： +1,000	排出権： +1,000	排出権： +1,000	排出権： +1,000	排出権： +1,000
	温室効果ガス排出量の過不足	チャージ： -1,100	チャージ： -1,000	チャージ： -1,000	チャージ： -900	チャージ： -900
		差額： -100*	差額： 0	差額： 0	差額： +100**	差額： +100

* 事業実施者は、同社の実効排出量に対応する排出権を返戻するため、排出権を市場で売却している。
 ** 剰余の排出権は、市場において売却できる。
 (注) チャージは負債又は引当金を指す。
 出典：Richelle, note 4, at 100.

2 罰則

罰金は税法上損金算入できないか？
 罰金は税法上損金算入できない。次に掲げる理由で合意は成立していない。次に掲げる理由でその罰金を損金算入しうる経費として認められる。オーストリア、チェコ共和国、フランス。その他の加盟国では、罰金は損金算入できない。⁶⁴⁾
 罰金が税法上損金算入できるか否か？
 事実は、もちろん、多国籍企業グループはタックス・プランニングに影響を及ぼす。当該多国籍企業グループは、グループがときに、温室効果ガス排出量をカバーしよう求められる排出権を、罰金が損金算入できない国に提供するのである。

IV 結論

1 要約

本稿は、欧州連合の指令に基づく温室効果ガス排出取引権（いわゆる排出権）のメカニズムを紹介している。

2 純額方式か総額方式か⁶⁵⁾

事業実施者が、保有する排出権を取引する場合、その取引を記録することは難しくはない。その排出権の売却は、損益計算書を経由して認識される利益又は損失を實現させる。法令順守の目的のため事業実施者が排出権を保有する場合、事態はもつと複雑である。このケースでは二つの要素が付け加わる。一は、一部の排出権が無料で受け取られるという事実である。二は、事業実施者は、同社の温室効果ガス排出量に見合う数量の排出権を返還する義務を負っている。

排出権を政府補助金でなくむしろ無形資産として性格決定するとす。二つの方式が適用しうる。「純額」方式⁶⁶⁾と「総額」方式⁶⁷⁾がそれである。

実際に、純額方式とさまざまな総額方式は、利益がいつ課税を受けるのか、そして損金(charges, 負債又は引当金)がいつ控除されるかに関して、計上時期(タイミング)について異なる結論を導き出す。

「純額」方式の場合、事業実施者は、その実現の時にその排出権剰余金(its surplus allowance)に対し課税を受ける。当該排出権を無料で取得する時に認識すべき所得は存在しない。利益(the profit)は実現の期間まで延期される。これと対照的に、排出権が年度末に得られないケースでは、企業は、すでに保有されている排出権によってカバーされていく金額に対応する債務を記録する。利益の認識の時と経費の認識の時とのこのよ

より一般的問題はどうかであろうか。公正市場価値による評価の認識は、憲法原則に合致しているのだろうか？

4) 無形資産か補助金か⁶⁸⁾

まず、排出権を無形資産として性質決定し、そして公正市場価値で評価されると仮定する。排出権が公正市場価値で記帳されるとき、利益が計上されることとなる。その利益は、相手勘定項目として債務を持つ。原則は、市場価値と取得費(0と仮定する)との差額に基づき利益に対する即時課税である。これと対照的に、「取得費」ゼロのルールを適用する諸国においては課税されることはないであろう。排出権の実現に基づく利益又は損失は、実現時に現れるだけであろう。

公正価値での評価の状況と、政府補助金に適用される状況-資産の減価償却方法にしたがった償却方式分割課税(split up taxation)⁶⁹⁾とを比較するならば、次を結論できる。い

計原則でも課税原則でもない。

このように、評価が取得価額で行われうる場合、権限ある当局から無料で受け取った排出権はゼロで記帳されるべきである。そこで生ずる問題は、排出権が年度末に再評価を求められるかどうかである。会計処理の観点から、無形資産のこのような再評価は、たとえばベルギーでは、認められない。無形資産の再評価が認められない国では、会計ルール及び税法ルールを厳格に適用するならば、排出権はゼロで記帳され、再評価する可能性はない⁶⁴⁾。しかしながら、ベルギー-最高裁判所は、無料で資産を受け取る企業はそれを公正な市場価値で記帳しなければならぬと判決している⁶⁵⁾。この観点は、会計上の公正かつ真実の原則によって正当化されるであろう。しかし、個人的には、私たちは、法的及び憲法の観点から、この最高裁の見解の健全さに疑問を持っている⁶⁶⁾。

公正市場価値による評価の認識は、憲法原則に合致しているのだろうか？

まず、排出権を無形資産として性質決定し、そして公正市場価値で評価されると仮定する。排出権が公正市場価値で記帳されるとき、利益が計上されることとなる。その利益は、相手勘定項目として債務を持つ。原則は、市場価値と取得費(0と仮定する)との差額に基づき利益に対する即時課税である。これと対照的に、「取得費」ゼロのルールを適用する諸国においては課税されることはないであろう。排出権の実現に基づく利益又は損失は、実現時に現れるだけであろう。

公正価値での評価の状況と、政府補助金に適用される状況-資産の減価償却方法にしたがった償却方式分割課税(split up taxation)⁶⁹⁾とを比較するならば、次を結論できる。い

lation) 66によって規定されている。この指令の規定は各加盟国によって実施されている。しかし、この指令のなかには税法に関する規定は含まれていない。少なくとも大部分の加盟国において、各国のレギュレーション(規則)のなかにもない。排出権スキームは、①法令順守のための排出権取引については、原則として温室効果ガス排出に対し課税を予定しておらず、罰則が予定されているが、他方、②投機目的での排出権取引については、課税の余地を残している。

排出権は、財務会計制度における新しい現象である。当該制度が2005年に開始したとき、排出権取引の会計処理及び報告の仕方に関して市場参加者間において合意は成立していなかった。

排出権取引に関する財務情報を確実に比較しうるために、国際財務報告基準解釈指針委員会(IFRIC)は、2004年12月に、排出権に関する解釈指針書3号において解釈指針を公表した。解釈指針書3号は、現在の国際財務報告基準(IFRS)と、とりわけ政府補助金、無形資産及び引当金に言及している当該基準に基づいていた。

欧州連合において解釈指針書3号が実施されない結果として、国際会計基準審議会(IASB)は、2005年6月に解釈指針書3号を撤回し、直ちに発効した。このようにして、排出権取引に関する会計処理と報告の仕方は、規制されないままである。現在のところ、国際会計基準審議会はその作業計画において排出権プロジェクトを企画しているが、しかし、国際会計基準審議会はこのプロジェクトについて作業予定表を作っていない。新しい解釈指針を考える前に、現存の基準の改正がいくつかなされなければならない。

各国レベルにおいても、排出権取引問題の取扱いは多くの国において未規制のままである。

れにもかわらず、報告の実務は現在多様でありバラバラであり、そして、提供される情報の緻密さは相対的に異なっている。このようにして、財務データを比較できるかどうかは、危ういところである(参照、フィンランドの具体例66)。

国際レベルにおける指定会社及び各国レベルにおける国内GAAP(国内で一般に承認された会計原則)にしたがって財務諸表を作成する会社について、排出権取引の会計処理と報告の問題に関する詳細なガイダンスが必要となることは明らかである。このプロセスの第一歩は、政府補助金、無形資産及び引当金の取扱いに関する、関係の国際財務報告基準を近代化することである。この作業では、これらの国際基準の相互作用は、次のステップとして、排出権の会計処理について稼働しうるガイドラインを築き上げるために、斟酌されなければならない。

排出権に適用されるべき会計及び税法の取扱いについて、共通のルールがこのように欠けている結果、欧州連合加盟国内における競争の歪みが生じる。このことは、このあたらしい市場のよい機能を妨げるであろう。

この文脈において、排出権スキームと会計66のハーモナイゼーションが世界規模で必要であろう。このようなハーモナイゼーションは、排出権の法的性質、会計処理ルールの採択、及び税法ルールの採択に関する解明を前提とする。このようなハーモナイゼーションの努力が、税法上の要因が競争の歪みの一因となるというものを回避しうることとなりうる。全世界規模で共通又は類似のスキームに基づくこのようなハーモナイゼーションが築ければ、すべての難問は解決できるであろう。

2007年IFAA京都会議は、排出権をめぐる税法議論を予定している。さらに、日欧のよ

扱いを提案できよう。

2 提言

そのような不均衡が地球規模で解消されるまでのあいだ、市場における排出権の売買損益は、法人税法(及び付加価値税法ないし消費税法)上、財務会計においてオフ・バランスとし(同時に環境会計においてオン・バランスとし)、そして非課税とすべきであろう。なぜなら、排出権を売却しうる参加企業は、温室効果ガス排出量の削減に多大に寄与しており、各国及び国連がそのような削減を地球規模において推進しているのであるから、排出量の削減に多大に(すなわち参加企業に割り当てられた排出枠を越えて)寄与して初めて得られる排出権に基づく売却益は、課税の対象から除外すべきであろう。かりに排出権からの売却益が45%の税率(法人税、地方税、人税、消費税を含む)に服すべきだとすれば、それに応じて、参加企業にとって温室効果ガス排出の削減に寄与する誘因は、減じるに違いない。

他方、排出取引権会計上(もしあるとすれば)算出される損失及び罰金は、オフ・バランス(環境会計報告書に計上)ゆえ、法人税法上算出される事業所得の金額と通算することはできない。

さらに、参加企業が、一定期間後に残余排出権を国に返還する場合に課せられる罰金は、排出権の公正市場価値を上回るべきことは、事柄の性質上明白である。さもなければ、参加企業は、温室効果ガス排出量の削減に協力しなくなるであろう。その排出権取引スキームが温室効果ガス排出を抑制する目的との関連で実効性を持ちうるためには、罰金は税法上損金算入すべきでない。

参加企業が温室効果ガスの排出の削減又は抑制にきわめて積極的に尽力し、割り当てら

350) 場合、その企業は余剰の市場で売却できよう。企業がそうした余剰の排出権を市場に売却した余剰の排出権は、排出権の市場価値は市場に落ちる。その結果、ここには、適用され減損(特別損失)が計上もあろう。そうすると、参加企業の市場価値が下落しない程度に排出権を国に返還しなくて済む結果がガス排出の削減量を計算するのようにより排出権取引メカニズムによって努力抑制効果を内包連において、排出権システムは水準を維持し、かつ、炭素税システムを維持し、地球環境は程よく保たれない。

最後に、日本の排出権メカニズムのそれと異なっている。後者では、排出権を参加企業に無償又は低額で(自主参加企業方式でなく)用いる式のもとで罰則規定をもって排出権の実効性を担保している。

【謝辞】

European Association of Professors Congressが2007年9日にヘルシンキ大学にて開催したRichelle 教授とRätz 女史が排出権と税法の関係を報告された。報告は優れた内容であった。本報告を礎にさせていただいてRätz 女史の論文にみるフィンは、紙幅の都合で、紹介できなかった。本報告の修正稿の修正は、日本大学大学院の個人研究費による学術研究助成金による。Richelle 教授は、わたしに懇切に説明してくださ

